

中小企業会計基準に関する一考察

富 岡 健 太 郎

人文・社会科学研究 東京国際大学大学院 第2号 抜刷
2017年（平成29年）9月20日

中小企業会計基準に関する一考察

富岡 健太郎

A Study on Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Enterprises

Kentaro Tomioka

Abstract

The Small and Medium Enterprise(SME) Accounting Study Team met and published on February 1, 2012, “New document presenting guidelines for SME accounting (Chusho Kaikei Yoryo)” setting out accounting arrangements suited to the circumstances of SMEs. However, Chusho Kaikei Yoryo do not yet spread now because many SMEs managers are not interested in accounts. And problem is that there are no detailed regulations about “the accounts that are useful for management” in Chusho Kaikei Yoryo. Therefore, we studied the financial statements which understood business condition easily. To sum up, The Funds Classification Balance Sheet is regarded as one of “the accounts that are useful for management”.

キーワード：中小企業, 会計, 中小会計要領, 経営者に役立つ会計, 比例縮尺財務諸表, 資金別貸借対照表

目次

序章

第1節 本研究の目的と意義

第2節 本研究の構成と各章の概要

第I章 中小企業会計問題の発端と経緯

第1節 商法改正と中小企業への配慮の要請

第2節 「中小企業の会計に関する研究会報告書」

第3節 「中小会計指針」の公表

第4節 「中小企業の会計に関する研究会中間報告書」

第5節 「中小会計要領」の公表

第6節 「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」

第II章 中小企業会計の現状と課題

第1節 「中小会計要領」の普及の実態

第2節 「中小企業の会計に関する検討会」における議論

第3節 先行研究における課題

第4節 「中小会計要領」の限界

第Ⅲ章 「中小会計要領」の今後のあり方
第1節 中小企業の実態に配慮した「経営に役立つ会計」
終章

序 章

第1節 本研究の目的と意義

日本における法人約260万社の内、99%以上を占める中小企業¹⁾の会計は、2002年の商法改正以前においては実質税務会計により行われてきた。主な理由は2つあり、1つは「公開会社と全く同様の基準に基づいた計算書類の作成を求めることは、コスト面からみても相当困難²⁾」であること、もう一つは、「中小企業が適用することができる『公正ナル会計慣行』とは何か³⁾」が十分には明確になっていない³⁾ことである。

これらの問題に対応するため、中小企業庁に有識者、公認会計士、税理士、中小企業団体、金融機関の専門委員から構成された「中小企業の会計に関する研究会」（以後「研究会」）が設置され、中小企業の会計に関する総合的な検討が行われてきた。2005年8月に「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小会計指針」）が公表され、さらに2012年2月に「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」）が公表された。これらの中小企業会計により、「10年議論されてきた中小企業会計問題は一応の決着をみた⁴⁾」とする認識もある。

しかしながら、「中小会計要領」公表後、中小企業庁が実施した、実態調査において、経営者が認識する「中小会計要領」の導入率は、未だ7.6%（税理士からの回答では52%）であり、さらに経営者は今後も導入の必要性を感じていない。⁵⁾「中小会計要領」は税理士等の活動により、中小企業の意志とは別に普及が進んでいるが、9割以上の中小企業経営者に受け入れられていないのである。

よって、「中小会計要領」についてあらためて詳しく検討し、会社法において、中小企業が

適用することができる「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」として望ましいものであるかについて研究を行う。

第2節 本研究の構成と各章の概要

第Ⅰ章では、2002年の商法改正に端を発し、その後中小会計要領公表までの10年に及ぶ中小企業会計に関する議論と、これまで公表された中小企業会計の概要を整理する。

第Ⅱ章では、「中小会計要領」公表後、中小企業庁が実施した実態調査の結果、「中小企業の会計に関する検討会」（以後「検討会」）における議論、及び先行研究における議論について整理し、「中小会計要領」の課題を明確にするとともに、その限界を示す。

第Ⅲ章では、会社法において中小企業が適用することができる「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」として望ましいものとされた4つの会計のうち、未だ明らかになっていない「経営者に役に立つ会計」について、実現可能な「経営者に役に立つ会計」とは何かについて仮説と検証を試み、「中小会計要領」の今後のあり方について検討を行う。

第Ⅰ章 中小企業会計問題の発端と経緯

本章では2002年の商法改正から「中小会計要領」公表までの10年に及ぶ中小企業会計に関する議論について整理する。表1に中小企業会計の策定を巡る主な事項を示す。

第1節 商法改正と中小企業への配慮の要請

2002年の商法改正の立法趣旨について、法務省の立法担当者は、次のように述べている。

「わが国では、商法と証券取引法が企業会計を規律しているが、現行の商法は（中略）規定を法律自体に置いている（中略）のに対し、証券取引法は、（中略）規定を内閣府令に委任している。（中略）こうした中で、証券取引法の変更に合わせて（中略）商法会計の変更をこれまでのように、商法自体の改正という方法で行

表 1 中小企業会計の策定を巡る主な事項

年月	事項	事務局等
2002年3月	「中小企業の会計に関する研究会」設置	中小企業庁
2002年5月	商法改正(成立)	
2002年6月	「中小企業の会計に関する研究会報告書」 (以後「研究会報告書」)公表	中小企業庁
2002年12月	「中小会社会計基準」公表	日本税理士会連合会
2003年6月	「中小会社の会計のあり方に関する研究報告書」 公表	日本公認会計士協会
2005年7月	会社法(成立)	
2005年8月	「中小企業の会計に関する指針」公表	日本公認会計士協会, 日本税理士会連合会, 日本商工会議所, 企業会計基準委員会,
2010年2月	「中小企業の会計に関する研究会」設置	中小企業庁
2010年3月	「非上場企業の実態に即した会計のあり方に関する研究会」報告書 中間とりまとめ	日本商工会議所,
2010年6月	中小企業憲章	閣議決定
2010年8月	「非上場会社の会計基準に関する懇談会」報告書	企業会計基準委員会 (以後 ASBJ)
2010年9月	「中小企業の会計に関する研究会中間報告書」 (以後「研究会中間報告書」)公表	中小企業庁
2011年2月	「中小企業の会計に関する検討会」(以後「検討会」)設置	金融庁および中小企業庁
2012年2月	「中小企業の会計に関する基本要領」公表	中小企業庁
2013年3月	中小企業の会計に関する検討会報告書	金融庁および中小企業庁

うと、(中略)相当な時間を要するので、証券取引法会計の迅速な変更を阻害するおそれがある。そこで、(中略)商法会計の(中略)規定を、法務省令で定めることとしたものである。(中略)証券取引法会計の適用がない中小企業についてまで証券取引法会計と同様の会計処理を要求しようとするものではない。」⁶⁾

そして、改正法の国会審議の衆議院において、「計算関係規定を省令で規定する際は、証券取引法に基づく会計規定等の適用が無い中小企業に対して過重な負荷を課すことのないよう、必要な措置をとること。」という決議が行われ、また、参議院においても、同様な付帯決議が行われた。これらの付帯決議が中小企業の会計のあり方を論じる原点となっている。⁷⁾

第2節 「中小企業の会計に関する研究会報告書」

前節で述べた付帯決議を受け、中小企業庁は、2002年3月「研究会」を設置した。「研究会」により公表された「研究会報告書」は約400頁に及び、「日本で最初の中小企業の会計に関する本格的な研究成果である。」⁸⁾

中小企業の会計のあり方については、「研究会報告書」公表以後10年以上議論が続くこととなるが、主要な論点については既に「研究会報告書」で議論がなされており、以後議論が繰り返されている。以下に「研究会報告書」の要点をまとめる。

i. 「研究会報告書」の概要

中小企業経営者の課題は、新たな顧客創造と

資金調達先の多様化である。中小企業は取引リスク、与信リスクの判断に資する情報が乏しく、リスクを判断することが困難であり、潜在的なビジネス拡大を阻害している。よって、商法上の公告として義務付けられている範囲以上の情報を開示することが望ましいとされるが、国際会計基準の調和化の流れを受け、新会計基準が次々と導入されている公開会社と同様の会計基準を中小企業へ適用することについては明確な規定がなく、また、どのような計算書類であればよいのかという面も必ずしも明確でない。つまり、全ての中小企業が拠るべき商法における「公正なる会計慣行」とは何かが十分明確になっていないのである。

対象とする会社の範囲は、旧商法上の小会社（資本金一億円以下の株式会社）である。小会社は、外部監査を義務付けられていない。

小会社が作成する計算書類の主な外部の利用者は、金融機関等の債権者と中小企業の取引先である。主要な株主は経営者自身であることがほとんどであり、また、非公開会社であることが前提であるため、投資家への情報提供機能の重要性は相対的に低い。

会計のプロセスは「記帳→会計処理→開示」という三段階に分けられるが、信頼性確保のため、入口である記帳、出口である開示も重要な論点である。記帳は整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に行わなければならない。また、記帳は適時に行わなければならない。

中小企業においては、日常の資金繰りの成否が重大な経営問題に直結している実態にあることからキャッシュ・フロー計算書は、経営判断の基礎として作成することが望ましい。キャッシュ・フロー計算書の作成が会社にとって当面は負担となる場合には、何らかの簡易な方法で、資金の動きを明解に把握することが望ましいと考えられる。

さらに、商法、税法、企業会計のそれぞれが、会計実務に関して制度間の調整を積極的に図ってこなかった結果として、中小企業が最も身近で強制力や経済的影響力を有する税法を軸

として会計処理を考えざるを得ない現実となっていたことには、十分留意する必要があるとしている。

ii. 「研究会報告書」公表後の混乱

「研究会報告書」に対して、日本の会計職業団体（日本公認会計士協会と日本税理士連合会）の立場には、明確な相違が見られた。日本税理士連合会は2002年12月に「中小会社会計基準」を公表する一方、日本公認会計士協会は、2003年6月に「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」を公表した。両報告書のタイトルからわかるように日本公認会計士協会は「シングル・スタンダード」（中小企業に固有の会計基準を容認しない立場）であるのに対し、日本税理士連合会は「ダブル・スタンダード」（中小企業に固有の会計基準を容認する立場）であった。そのため、「研究会報告書」に記された「中小企業の会計」を含めて3つの中小企業会計が存在することになり、ある種の制度的混乱に陥ることになった。⁹⁾

第3節 「中小会計指針」の公表

中小企業会計が3つ存在するような異常な状況を打開するため、2005年8月に日本公認会計士協会・日本税理士連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会の4団体によって「中小会計指針」が公表された。

「中小会計指針」は会社法上、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行（会社法431条）の1つとされ、¹⁰⁾ 日本公認会計士協会が公表した「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」と同様、シングル・スタンダードの考え方を採用したものである。以下にその要点を示す。

i. 「中小会計指針」の概要

「中小会計指針」は「総論」と20の「各論」から構成されており、各論の内容は、日本の「企業会計原則」、「企業会計基準」および「会計制度委員会報告」などがその基礎となっている。つまり「中小会計指針」は日本の大企業向

けの会計基準を簡素化したものである。

(目的)

「中小会計指針」は、中小企業が計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。このため、中小企業は、「中小会計指針」に拠り計算書類を作成することが推奨される。

また、会社法において取締役と共同して計算書類の作成を行う「会計参与制度」が導入された。「中小会計指針」は、とりわけ会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当って拠ることが適当な会計のあり方を示すものである。このような目的に照らし、「中小会計指針」は、一定の水準を保ったものとする。

(対象とする会社の規模・範囲)

適用対象は、以下を除く株式会社とする。

- ①金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社
- ②会計監査人を設置する会社（大会社以外で任意で会計監査人を設置する株式会社を含む。）及びその子会社¹¹⁾

(会計基準とその限定的な適用)

企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである。しかし、専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や「法人税法で定める会計処理」の適用が、一定の場合には認められる。

(税務と会計)

「法人税法で定める会計処理」を適用できるのは、以下の場合である。

- ①会計基準がなく、かつ、「法人税法で定める会計処理」に拠った結果が、経済実態をおおむね適正に表していると認められる場合
- ②会計基準は存在するものの、「法人税法で定める会計処理」に拠った場合と重要な差異がないと見込まれる場合

ii. 中小会計指針の問題点

新日本有限責任監査法人（2010）によれば、「中小会計指針」の認知度は公表後4年間40%前後の横ばいで、準拠度は「準拠している（一部準拠を含む）」が45.1%、「完全に準拠している」は15.9%にすぎなかった。会計参与制度の導入状況は、「既に導入している」が7.6%、「今後導入する予定である」が2.2%であることを含め、「中小会計指針」の普及が進まない状況を示している。¹²⁾

さらに、現行の「中小会計指針」が望ましいとする企業は4.4%に過ぎず、「税務と一致した会計基準としてほしい」21.7%、「税務会計で十分である」12.7%、「極力簡便な会計処理とする視点を重視してほしい」34.4%を合わせた70.8%の中小企業経営者は「中小会計指針」に不満を示している。¹³⁾

シングル・スタンダード方式を採用する「中小会計指針」は、金融商品取引法上の会計基準が進めている国際財務報告基準とのコンバージェンスの影響を受けることになり、「中小会計指針」自体を複雑なものとし、中小企業の会計関係者の理解を困難なものとした。これでは、中小企業の中小企業会計を統一したものの、かえって、第I章第1節で示した2002年の商法改正の国会の付帯決議の趣旨に悖ることにもなるため、中小企業の会計は「中小会計指針」制定後新たな問題をかかえることとなった。¹⁴⁾

第4節 「中小企業の会計に関する研究会中間報告書」¹⁵⁾

こうした「中小会計指針」に対する中小企業経営者の不満を背景として、中小企業の実態に即した会計のあり方について検討を行うため、2010年2月に中小企業庁において「研究会」が設置され、同年9月に「研究会中間報告書」を公表した。以下その要点をまとめる。

i. 「研究会中間報告書」の概要

「研究会中間報告書」は「中小会計指針」が多くの中小企業経営者に受け入れられなかった

実態から、中小企業が抱えるべき新たな中小企業会計の必要性を提案している。

この新たな中小企業会計が「中小会計指針」と異なる点は、対象とする会社の範囲から会計参与設置会社等を除外していること、中小企業会計の作成アプローチが「ボトムアップアプローチ」であるべきこと（つまり「ダブル・スタンダード」となること）、IFRSの影響は遮断すること、改定は頻繁に行わず安定的なものとする点である。さらに、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の考え方について、「中小会計指針」が「企業会計基準」から逸脱する簡便化や税務会計が認められるのは、コスト・ベネフィットの観点や、重要な差異がない一定の場合としているのに対し、新たな中小企業会計は「企業会計基準」を出発点とするのではなく、会計処理のあり方として「経営者に役立つ会計」「利害関係者と繋がる会計」「実務に配慮した会計」「実行可能な会計」が望ましいとし、「法人税法で定める会計処理」との親和性について検討の重要性を示している。

また、中小企業が自社の経営状況を把握し、事業環境の変化に適切に対応するとともに、経営戦略の策定や経営の意思決定に役立つ管理会計の適切な活用も重要であるとしている。

第5節 「中小会計要領」¹⁶⁾の公表

「研究会中間報告書」の公表とほぼ同時期の2010年6月に閣議決定された「中小企業憲章」においても、「中小企業の実態に即した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業説明能力の向上、資金調達力の強化を促す」¹⁷⁾との中小企業会計制度の必要性が提言されている。これらの動きを受けて、2011年2月に金融庁と中小企業庁が共同事務局となって「検討会」及び「中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ」（以後「検討会WG」）が設置された。

「検討会」は2012年2月「中小会計要領」を公表した。「中小会計要領」は様式集を入れて26頁にまとめられており、「中小会計指針」の

60頁に対して相当簡易なものとなっている。

以下その要点をまとめる。

i. 総論

(目的)

「中小会計要領」は、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものである。

「中小会計指針」と比べて簡便な会計処理を行うことが適当と考えられる中小企業を対象に、その実態に即した会計処理のあり方を取りまとめるべきとの意見を踏まえ、以下の考えに立って作成されたものである。

- ①中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計
- ②中小企業の利害関係者(金融機関、取引先、株主等)への情報提供に資する会計
- ③中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計
- ④計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計

(利用が想定される会社)

本要領の利用は、以下を除く株式会社が想定される。

- ・金融商品取引法の規制の適用対象会社
- ・会社法上の会計監査人設置会社

(「企業会計基準」・「中小会計指針」の利用)

本要領の利用が想定される会社において、金融商品取引法における一般に公正妥当と認められる「企業会計基準」や「中小会計指針」に基づいて計算書類等を作成することを妨げない。

(複数ある会計処理方法の取扱い)

本要領により複数の会計処理の方法が認められている場合には、企業の実態等に応じて適切な会計処理の方法を選択して適用する。

会計処理の方法は、毎期継続して同じ方法を適用する必要がある、これを変更するに当たっては、合理的な理由を必要とし、変更した旨、その理由及び影響の内容を注記する。

(規定していない会計処理の取扱い)

本要領で示していない会計処理の方法が必要になった場合には、企業の実態等に応じて、「企業会計基準」、「中小会計指針」、「法人税法で定める会計処理」のうち会計上適当と認められる処理、その他「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の中から選択して適用する。

(国際会計基準との関係)

本要領は、安定的に継続利用可能なものとする観点から、国際会計基準の影響を受けないものとする。

(改訂)

本要領は、中小企業の会計慣行の状況等を勘案し、必要と判断される場合に改訂を行う。

(記帳の重要性)

本要領の利用にあたっては、適切な記帳が前提とされている。経営者が自社の経営状況を適切に把握するためには記帳が重要である。記帳はすべての取引につき、正規の簿記の原則に従って行い、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければならない。

ii. 各論

各論は14の項目から構成されており、「収益費用の基本的な会計処理」及び「資産負債の基本的な会計処理」の他、「金銭債権及び金銭債務」等11項目の勘定科目についての会計処理方法がまとめられ、最後に「注記」として、会社計算規則に基づいて所定の注記を要としている。また、「様式集」においては、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、株主資本等変動計算書及び販売費及び一般管理費の明細の5項目について、その作成方法等を示している。¹⁸⁾

各論における「中小会計要領」と「中小会計指針」の主な相違点を以下表2に示す。

表2 各論における「中小会計要領」と「中小会計指針」の主な相違点¹⁹⁾

項目	「中小会計要領」	「中小会計指針」
貸倒引当金	法定繰入率と貸倒実績率を例示	原則貸倒実績率
有価証券	<ul style="list-style-type: none"> 原則原価評価 (法人税法上の)売買目的有価証券は時価評価 	<ul style="list-style-type: none"> 保有目的の観点から分類 売買目的有価証券は時価評価 その他有価証券で市場価格のある場合は時価評価
棚卸資産	<ul style="list-style-type: none"> 最終仕入原価法を容認 原価評価と低価評価の選択適用 	<ul style="list-style-type: none"> 条件付きで最終仕入原価法を容認 条件付きで低価評価
固定資産	<ul style="list-style-type: none"> 相当の減価償却 「相当の減価償却＝規則的な減価償却」でない 	<ul style="list-style-type: none"> 規則的な減価償却
リース取引	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸借取引に係る方法または売買取引に係る方法の選択適用 賃貸借取引に係る方法の場合、未経過のリース料の注記は任意 	<ul style="list-style-type: none"> 原則売買取引に係る方法 ただし、賃貸借取引に係る方法も容認 賃貸借取引に係る方法の場合、未経過のリース料の注記は強制
外貨建取引	<ul style="list-style-type: none"> 外貨建金銭債権債務の換算は取得時または決算時の為替相場の選択適用 	<ul style="list-style-type: none"> 外貨建金銭債権債務の換算は決算時の為替相場。ただし、長期のもので重要性がない場合、取得時の為替相場も容認

iii. 小括

「中小会計要領」の基本的な考え方は、「研究会中間報告書」とほぼ同じである。中小企業会計の作成アプローチは「ダブル・スタンダード」であり、IFRSを遮断し、IFRSと連動する形での改訂は想定せず（必要と判断される場合のみ行う）、記帳の重要性が明記されている。

「研究会中間報告書」から変更された点は、留意事項として企業会計原則の一般事項が列挙されたこと。²⁰⁾ また、利用が想定される会社から、会計参与設置会社等の除外要件が削除され、「中小会計指針」と同じ内容となったことである。この変更は「中小会計要領」と「中小会計指針」の2つの中小企業中小企業会計が併存することになるため、今後新たな問題を生じると考えられる。

第6節 「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」

「中小会計要領」は、10年におよぶ中小企業会計における議論の結果、会社法において中小企業が適用することができる「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」とは何かを整理したものである。

そして、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」として望ましいとされたものは、以下4つ会計から構成されている。

- ① 中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計
- ② 中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計
- ③ 中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計
- ④ 計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計

これらの4つの会計は、多少の表現を変えながらも、基本的な考えは「研究会報告書」から

変わっていない。本報告書では、以後「研究会中間報告書」の用語法に従い、①を「経営者に役立つ会計」、②を「利害関係者と繋がる会計」、③を「実務に配慮した会計」、④を「実行可能な会計」とする。

「中小会計要領」は、「中小会計指針」が中小企業経営者にとって高度で複雑であることから受け入れられなかった反省を活かし、上記4項目のうち、③「実務に配慮した会計」と④「実行可能な会計」の考えを大幅に取り入れた一方、「利害関係者と繋がる会計」については、総論8項において「記帳の重要性」を規定するに留まり、「経営者に役立つ会計」については、目的以外に具体的な規定はなく、ほとんど議論も行われていない。

第II章では上記4つの会計の視点から、「中小会計要領」公表後の現状と、課題について明らかにする。

第II章 中小企業会計の現状と課題

「中小会計要領」は、中小企業の実態に配慮し、「ボトムアップアプローチ」により策定された「企業会計基準」とは一線を画した新しい中小企業会計である。本章では、「中小会計要領」公表後、中小企業庁が実施した実態調査の結果、「検討会」における議論、及び先行研究の3つの視点から「中小会計要領」について整理を行い、現状と課題を明確にする。

第1節 「中小会計要領」の普及の実態

中小企業庁が委託により実施した、2012年度²¹⁾と2014年度²²⁾の実態調査結果（以後「実態調査」）から、普及と効果に関する主な結果を以下に示す。

i. 導入率（中小企業からの回答）

(1) 「中小会計要領」の認知度

2012年度は「名前を知っている」を含めて30.5%であるのに対し、2014年度は24.4%であ

り、認知度は若干減少している。調査対象が異なるため、厳密に比較はできないが、少なくとも認知度が広がる傾向はみられない。

(2) 「中小会計要領」の導入率

2012年度は8.7%であるのに対し、2014年度は7.6%（知っている24.4%×導入している31.2%）であり、いずれも導入率は10%に満たない。認知度同様、導入率も若干減少している。

また、2014年度の調査では「中小会計要領」の導入時期を問う設問があり、「中小会計要領」が公表される2012年より前に導入したと回答している企業の割合が44.3%もある。この結果は、事実上多くの中小企業が「中小会計要領」を正確に認識していないことを示している。

ii. 導入率（税理士・税理士法人からの回答）

2014年度の調査では、税理士・税理士法人にも調査を行っており、「中小会計要領」に完全準拠していると回答した企業の割合は52%である。この結果は前項の中小企業からの回答（7.6%）と大きなギャップがあることから、実際にはその差約4割の中小企業は、中小企業の意志とは関係なく、顧問税理士の意志で「中小会計要領」が導入された結果と考えられる。

2015年に税理士を対象に行った追加ヒアリング調査によれば、認識ギャップの多くは、税理士が経営者側に会計情報を提供していないために生じている。しかしながら、その背景には、経営者の会計への関心の低さ（「経理は利益を生まない」）及び、会計に時間やコストをかけられない組織上の制約が存在し、とりわけ金融借入がなく、利害関係者も少ない企業にとって、会計は遠い存在であり、知る必要性を感じていないとする意見がみられた。²³⁾

iii. 導入していない理由

「中小会計要領」を知っている中小企業のうち、導入していない主な理由は、③導入するメリットが感じられないため（42.3%）、①自社のルールを変更する必要が無いためと、②会計

専門家から導入を薦められていないため（共に38.5%）である。「中小会計要領」を導入していない中小企業は、「中小会計要領」のメリットや必要性を認めていない。

2015年に「中小会計要領」を知らない企業（75.6%）に対する追加調査が行われており、導入効果²⁴⁾とメリット²⁵⁾を踏まえ、導入の可否を再度聞いたところ、22.7%が導入したいと考えていることがわかった。同様に「中小会計要領」を知っているが導入していない中小企業のうち、0.9%の企業が「導入してみたい」と回答している²⁶⁾のである。

以上の結果から、中小企業から見た今後の可能性まで含めた「中小会計要領」の導入率は、既に「中小会計要領」を認識して導入している企業（7.6%）と合わせて31.2%（=7.6%+22.7%+0.9%）である。一方、残りの66.8%（約7割）の中小企業は導入効果まで理解した上で、導入する意志がないことを示している。

iv. 「中小会計要領」に基づく計算書類を作成したことの効果

「中小会計要領」を導入したことの効果を以下に示す。「中小会計要領」を導入した約8割（81.8%）の中小企業は、金融機関、保証協会からの評価（信用力）が上がったと回答している。経営状態が好転したが29.5%、取引先からの評価（信用力）が上がったが15.9%であり、経営改善や取引先との関係についても一定の導入効果を認めている。

v. 小括

「実態調査」によって明らかになったのは、以下3点である。

1点目は、「中小会計要領」の実際の導入率は52%であり、普及は進んでいることである。2点目は、中小企業の約8割が、作成した計算書類は金融機関や保証協会からの評価（信用力）向上に効果があると認識し、経営状況の把握にも一定の効果があると判断していることで

ある。3点目は、中小企業の会計に対する認識の低さである。中小企業が認識している「中小会計要領」の導入率は7.6%であり、増加する傾向はみられない。上記52%との差は中小企業の意志とは関係なく、顧問税理士の意志で導入が行われた結果であり、中小企業と認識と実際の導入とは大きなギャップがある。ギャップの原因は多くの中小企業にとって、「中小会計要領」の内容に問題があるのではなく、会計そのものに、お金と時間をかけて取り組む価値がないという認識である。現状約7割の中小企業は、導入効果を理解した上で「中小会計要領」を導入する意志がないと回答している。

第2節 「中小企業の会計に関する検討会」における議論

「検討会」における議論は、時系列で大きく3つの段階に分けることができる。「中小会計要領」公表以前は「中小会計要領」の会計処理や注記等の内容を決めるための議論、「中小会計要領」公表後は、その普及と活用に向けた取組みについての議論、そして前節に示した「実態調査」後は、調査によって明らかとなった課題についての議論である。本節では、現在も活動の主体である普及と活用に向けた取組みの現状と、「実態調査」後に議論された課題について整理する。

i. 「中小会計要領」の普及と活用に向けた取組みの現状

(1) 「実態調査」以前の取り組みの概要

『『中小会計要領』が定着することで、中小企業の経営者が正確な財務情報に基づき経営状況を把握して経営改善等を図り、また、自社の経営状況を金融機関等の利害関係者に情報提供できるようになることは、中小企業が存続・発展していくために極めて重要²⁷⁾』との考えから、「検討会」はその普及と活用に向けた取組みについて2012年3月に「中小企業の会計に関する検討会報告書」をまとめた。

これを受け、政府（中小企業庁・金融庁等）、

中小企業関係者、金融機関関係者、会計専門家等により、Web公告やパンフレット、セミナーの開催等、延べ128万人に対する推進活動が行われた。

(2) 「実態調査」以後の取り組み

「実態調査」の結果は前節に示した通りであるが、その後の「検討会」では「実態調査」の結果を踏まえ、更なる長期にわたる普及と活用に向けた取り組みについて議論が行われている。2015年6月に行われた第16回「検討会WG」において報告された、3年間（2015～2017年度）のアクションプラン28の内容は①更なる普及の拡大と②活用の高度化に向けた取り組みである。以下概要を示す。

①更なる普及の拡大

導入が進んでいない中小企業を以下3つのカテゴリーに分け、カテゴリー別に細やかな対応を検討する。

(イ)普及が困難な層(業歴が長い、小規模等)

タイプ別有効策の検討、導入メリットの検討、民間金融機関の金利優遇拡大

(ロ)効率的な普及が見込まれる層(売上規模5億円以上)

事例集や経営者向けセミナーのダイレクトメールを送付

(ハ)若い世代への浸透

後継者及び創業者向けセミナーの開催、中小企業大学校の後継者研修に「中小会計要領」の普及カリキュラムの導入

②活用の高度化

経営者が「経営が見える化し、自ら経営戦略に活用することができるようになる」もしくは「会計専門家と十分な意思疎通を図ることで会計を経営に活かすことができるようになる」ため、会計要領を導入するだけでなく経営に活用する「活用の高度化策」にも取り組む。施策としては、経営者向けセミナーの開催、表彰制度の検討、チェックリストによる税理士とのコミュニケーションの円滑化な

どがあげられる。

「中小会計要領」は、小規模事業者を含めた全ての中小法人への適用を目指すものであることから、「検討会」は、今後更に時間をかけて細分化した普及と活用に向けた取り組みを行っていく方針であると思われる。活用に向けた取り組みが、「実態調査」前後で大きく変わったことは、政府や金融機関、会計専門家等による法整備や金利優遇など、中小企業会計作成者視点での政策的アプローチから、経営者視点のアプローチにシフトしていることである。

ii. 「実態調査」によって明らかとなった課題についての議論

「実態調査」の結果を受け、「検討会WG」では様々な議論が行われるようになったが、現在報告書等にまとめられるまでには至っていない。よってこれらの議論を、中小企業の会計処理のあり方として望ましいとされた「経営者に役立つ会計」「利害関係者と繋がる会計」「実務に配慮した会計」「実行可能な会計」の4つの会計毎に整理を行い、現状課題を抽出する。

表3に「実態調査」後に行われた「検討会

WG」の議事要旨に記載された議論の数を示す。

(1) 「経営者に役立つ会計」について

主に経営状況の把握、経営者の会計に対する意識向上、経営者と税理士とのギャップに対する議論が行われている。

経営状況の把握については、経営者自身が会計情報を理解し、経営状況を把握して経営に役立たせることが重要であり、それが「中小会計要領」の第一の目的である旨が繰り返し議論されている。その目的を実現する施策としては、経営指標の活用、月次の経営状況把握（試算表）などがあげられており、管理会計的な手法を取り入れるべきとの提案が多い。

経営者の会計に対する意識向上については、会計が過去情報とみなされ、経営者の関心は未来にあること、会計は経営に役立たないと認識されていることなどがあげられている。意識の向上のための施策としては、従来手法であるセミナーやチェックリストの活用、会計専門家との月次のフォローを地道に続けることに加え、事例分析、中小企業のレベルにあった会計情報のありかたの検討、中小企業の経営を向上させる仕組みの必要性などが提案されている。

表3 「実態調査」後の「検討会WG」の議論と議論された回数²⁹⁾

4つの会計		議論数
「経営者に役立つ会計」 議論数計 27	経営状況の把握	10
	経営者の会計意識の向上	9
	経営者と税理士とのギャップ	5
	会計ツール	2
	経営理念	1
「利害関係者と繋がる会計」 議論数 9	計算書類の信頼性保証	3
	金利優遇	3
	利害関係者への情報提供に資する計算書類	2
	正確な会計帳簿	1
「実務に配慮した会計」 議論数 5	税制との調和	3
	国税庁との連携	2
「実行可能な会計」 議論数 0		0

経営者と税理士とのギャップについては、施策としてチェックリストにコメントを書いてコミュニケーションを向上させる他、税理士からの説明ではなく活用視点でのアプローチの必要性が提案されている。

(2) 「利害関係者と繋がる会計」について

主に計算書類の信頼性保証、金利優遇、利害関係者への情報提供に資する計算書類について議論が行われている。

計算書類の信頼性保証については、ドイツの経済監査士又は税理士による保証書（ベシヤイニグング）制度や金融機関、金融庁へのチェックリストの更なる活用要求などについて議論が行われている。

金利優遇については、政府系金融機関だけではなく、民間金融機関の支援について、また、普及のためのインセンティブであるはずの金利優遇や保証料割引が目的となってしまっているため、継続の必要性について議論されている。

利害関係者への情報提供に資する計算書類については、キャッシュ・フロー計算書の義務化や月次試算表の有用性などについて議論が行われている。

(3) 「実務に配慮した会計」

「検討会WG」への国税庁の参画と国税庁のチェックシートの連携を図る提案がなされているが、税制との調和については、再検討すべきとの指摘のみで、具体的な議論はない。

(4) 「実行可能な会計」

中小企業に過重な負担を課さないための「実行可能な会計」については議論がない。

iii. 小括

「中小会計要領」の普及は進んでいるが、経営者の意識は低いという前節に示した実態を鑑み、「検討会」の主な活動は、あらためて長期間（3年間）を想定した普及と活用に向けた取り組みを行うというものである。

その活用において、今まであまり議論されてこなかった「経営者に役立つ会計」に関する議論が最も活発に行われるようになった。経営に役立つ会計、経営者の会計に対する意識の低さ、経営者と税理士とのギャップ、が主たる論点である。経営者自身が会計情報を理解し、経営状況を把握して経営に役立たせることが重要であり、それが「中小会計要領」の第一の目的である旨と、その目的を実現する施策として、月次の経営状況把握（試算表）の他、管理会計的な手法を取り入れるべきとの提案が繰り返されている。

「利害関係者に繋がる会計」については、利害関係者への情報提供に資する計算書類（キャッシュ・フロー計算書、月次試算表）や計算書類の信頼性保証の議論（チェックリストの活用やドイツのベシヤイニグング）が行われている。

「実務に配慮した会計」と「実行可能な会計」については、一部再検討の指摘があるものの、具体的な議論はない。

第3節 先行研究における課題

前節で述べた「検討会」で活発に議論が行われている、「経営者に役立つ会計」については、具体的な規定がなく、不明確である。よって、「中小会計要領」を導入した中小企業の実態を示すものとして、2014年3月に中小企業庁が公表した「事例65選」、「検討会」の活用の取り組み活動として2016年3月にまとめられた「経営力向上のヒント」、黒字企業と会計との関係の3つの資料、およびその先行研究から、「経営者に役立つ会計」の現状と課題を整理する。

i. 「中小会計要領に取り組む事例65選」

「事例65選」は、「中小会計要領」を活用し、経営を良くした成功例を取りまとめたものである。一般に公表されることの少ない中小企業の経営の実態について、貴重なデータが盛り込まれているものである。

(1) 「事例65選」(中小企業庁)の分析

「事例65選」では、事例に取り上げた企業について、導入のきっかけと、得られた効果の分析を行っている。

導入したきっかけとしては、「専門家からの薦め」が43.1%と最も多く、「自社の問題意識」が29.2%と続いており、この2つの理由で7割程度を占めるとしている。得られた効果としては「収益の拡大」が47.7%、「コスト意識やモチベーションの向上」が46.2%、「金融機関や取引先との関係強化」が44.6%と続くとしている。

(2) 河内山潔(2015)による「事例65選」の分析³⁰⁾

河内山潔(2015)は「事例65選」の事例から、「中小会計要領」に取り組んだきっかけと、得られた効果の他、さらに内部向け効果と外部向け効果を識別した場合について3点を抜き出し、業種別と規模別に分析を行っている。以下その概要をまとめる。

①取り組んだきっかけ

中小企業庁の分析同様、専門家からの薦め(53.8%)が最も多く、これは業種別、規模別にみても同じ結果である。業種別の特徴は、製造業においては自社の問題意識が専門家からの薦めと同程度である。また、規模別の特徴は、小規模企業では、ほとんどが専門家からの薦めにより導入をおこなっているという。

②得られた効果

上位3項目は、中小企業庁の分析と同様であり、この3項目について、業種別、規模別に違いは見られない。³¹⁾

③内部向け効果と外部向け効果に識別した場合

内部向けの効果では、経営戦略への活用(47/169件)、コスト削減意識の向上(従業員への教育)(44/169件)、原価管理(42/169件)の3項目が多く、これは業種別、規模別にみても共通している。外部向けの効果は、金融機関との信頼性の向上(41/54件)の効果が共通して高い。

その他、「中小会計要領」導入前後の関連分析では、導入前の経営状況が非良好な企業の方が経営改善の効果があり、一方で導入前の経営状況が良好な企業の方は、取引先との信頼性が向上している。また、会計実務に積極的に取り組んでいる企業は、取引先との信頼関係を強化し、会計専門家と連携してコスト削減意識の向上をさせており、一方で非積極的な企業は「中小会計要領」を受動的に受け入れ、取り組むことで経営改善が期待できると考える傾向がある。

「中小会計要領」を導入することで、経営力や資金調達力を強化し、さらに事業を発展させていく中小企業が増えることは望ましいことであり、それに資することが中小企業の会計実践の課題であるとしている。

(3) 著者分析

経営者の生の情報をより詳細に把握するため、「事例65選」については著者も独自に集計と分析を行った。以下補足をを行う。

①取り組んだきっかけ

中小企業庁及び河内山潔(2015)の分析において、「中小会計要領」に取り組んだきっかけは、税理士等の専門家からの薦めが最も多いとしているが、前節に示した通り日本税理士会連合会による普及活動が行われているため、もっと多くの中小企業が「中小会計要領」を導入してもよいと考えられる。しかし、実際は第1節に示したように中小企業が認識する導入率は10%に満たない。「事例65選」には、導入の背景として、企業の業績が悪化している場合が多く記されている(18/65件)。他にも社長等の交代(8/65件)、事業拡大による事務作業の増加(5/65件)がある。よって、「中小会計要領」を導入するきっかけは、背景として企業内に解決すべき深刻な問題が発生している場合や、経営者の交代などが伴う複合的な理由があり、単に専門家が薦めれば導入されるものではないと考えられる。

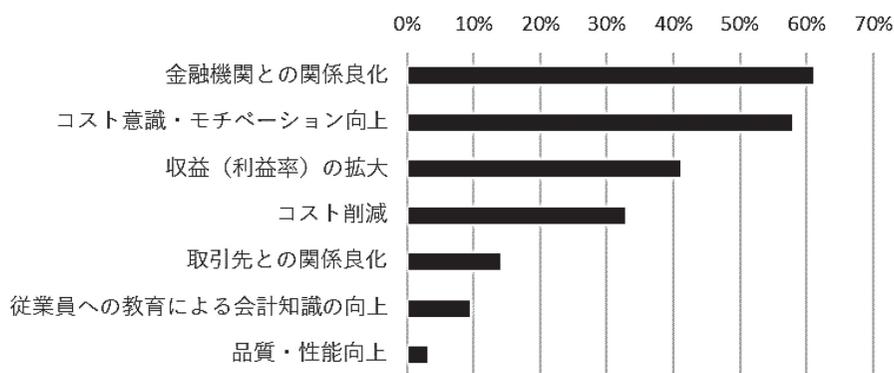


図1 「中小会計要領」の導入によって得られた効果³²⁾

②得られた効果

図1に「中小会計要領」の導入によって得られた効果を示す。

上位3項目は従来の分析結果と同じである。「収益の拡大」について、「売上が向上した」と明確に記載されている企業は5/65社(7.6%)しかなく、ほとんどは収益率の向上効果である。中小企業庁および河内山潔(2015)の分析は、図1同様に利益率等の向上効果を含んでいると考えられる。

また、「金融機関や取引先との関係良化」を分割すると、「金融機関との関係良化」が61%で、「取引先との関係良化」が14%であり、金融機関に対する効果は高いが、取引先に対する導入効果は小さい。

③「中小会計要領」導入と施策

「事例65選」の事例は、「中小会計要領」に従った会計処理や計算書類を作成しただけの成功例ではない。以下図2「中小会計要領」導入時に行った具体策を示す。

「中小会計要領」の各論に規定する「収益、費用の基本的な会計処理」、正確な「経過勘定」の計上、「リース取引」による会計処理を行っている事例もあるが、より多くの事例で行われているのは、「部門別の会計処理と採算管理」、「月次決算」、「金融機関に提出する資料の見直

し」、「利益率管理」などである。

④経営状況の把握に関する項目

③に示した施策が効果を生むためには、得られた会計情報から経営状況を把握し、行動に移さなければならない。以下図3に経営状況の把握とその活用と認識される項目を示す。

「迅速な経営判断」「収益、コスト、利益率等の管理」「予測や課題把握による将来の目標設定」「将来を見据えた投資計画」に分類できる事例が数多くみられた。これらの項目は独立して行われるものではなく、部門別に行われた「収益、コスト、利益率等の管理」が、高付加価値業務へのシフトや不採算部門の縮小を行う「迅速な経営判断」につながり、また、月次決算の会計情報の蓄積は「予測や課題把握による将来の目標設定」や「将来を見据えた投資計画」につながっていると考えられる。

⑤「中小会計要領」の導入と得られた効果との関係

以上「事例65選」の分析から、図4に「中小会計要領」の導入により、どのように効果が得られたのかをまとめたものを示す。

「中小会計要領」の導入により、会計処理が統一され、適時・正確な会計帳簿と決算時には計算書類が作成される。

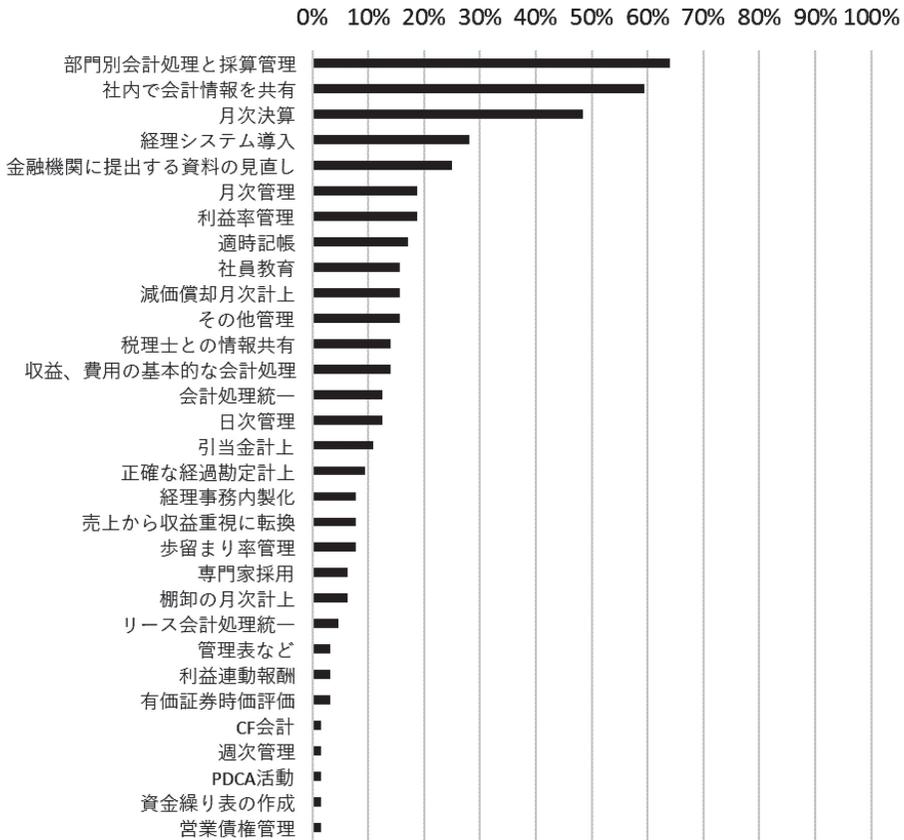


図2 「中小会計要領」導入時に行った具体策³³⁾

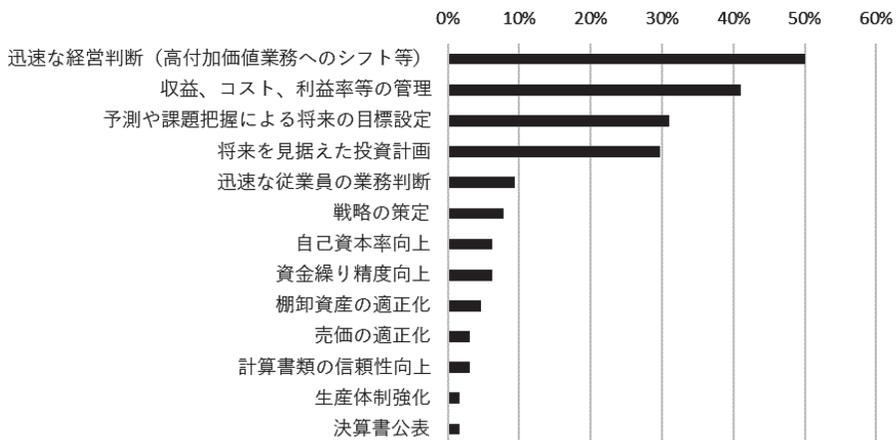


図3 経営状況の把握に関する項目³⁴⁾

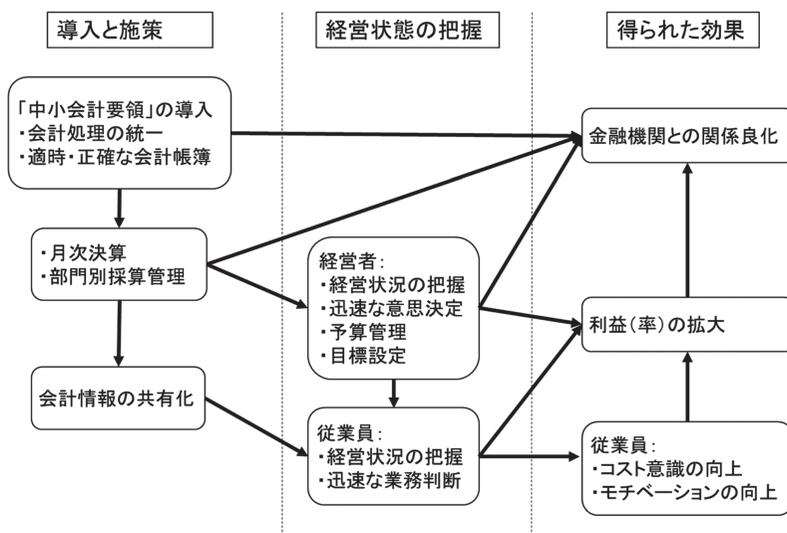


図4 「中小会計要領」の導入と得られた効果との関係³⁵⁾

金融機関との関係強化については、「中小会計要領」に拠って作成された精度の高い計算書類の効果に加え、多くの企業が月次決算情報を金融機関に伝えており、さらに経営者自ら経営状況を把握して金融機関へ説明することで、金融機関との信頼関係は強化したものと考えられる。

収益（利益率）の拡大については、1年に1度の決算情報では会計は過去情報と思われていたが、月次決算の実施により、会計情報が現在の経営状況を表すものとなったこと、および、部門別かつ採算（利益）を管理することにより、付加価値の高い業務への集中や選択が可能となったことにより、収益（利益率）が拡大したものと考えられる。

従業員のコスト意識やモチベーションの向上については、月次決算の結果が共有され、部門別業績管理と合わせて、所属する部門の経営状況を従業員も把握できるようになり、利益貢献度と連動した人事評価と合わせて、自ら利益を向上させる意識が高まったものと考えられる。

ii. 「経営力向上のヒント」

「経営力向上のヒント」は、会計によって経

営課題を可視化するとともに、中小企業の経営課題の解決に向けた手段として、いかに会計が有効であるかを、中小企業経営者にわかりやすく解説したものである。

「経営力向上のヒント」は、厳しい経営環境の中で、安定した経営の舵取りを行うためには全社員が自社の状況や、自分たちの仕事の良し悪しを把握し、適正な意思決定を行うことが大切であるとし、図5に示すように、会計情報の利用者、企業の経営課題、企業が取り組むべき項目を整理し、レベル別に会計への取組みが行えるようまとめられている。³⁶⁾

具体的には、企業の会計レベルを従業員数、売上、粗利益、ライフサイクルで5段階に分類し、各段階での経営課題を会計の視点から可視化し、それを会計的手段によって、どのように解決できるかを示している。

中小企業経営者は、すべてを理解する必要はなく、まず、自社がどのようなレベルにあるかを知り、上位のレベルにステップアップするには何が経営課題となり、それを会計によってどのように解決できるかを検討することになる。図5の取り組むべき具体的内容は、そのための

	会計情報に 重視的に 使う人	クリアしたい会計レベル	取り組むべき事項	レベル 判断	レベル別の目安 ³⁷⁾		
					従業員数 での目安	売上・粗利益 (年)での目安	ライフサイクル での目安
Level 1	社長	資金繰りを安定させる ～現金の動きを 日々明らかにする～	1. 現預金出納帳 2. 債権管理 3. 債務管理 4. 在庫管理 5. 売上目標 6. 3ヶ月資金繰り表	→6ページ	従業員数 10名以下	売上高規模 ～2億円 粗利益 ～6千万円位	創業期 (立ち上げ時)
Level 2	経営者層 (同族中心)	業績を共有する ～月次決算と予算制度の確立～	7. 自計化 8. 発生主義への移行 9. 月次実地追加 10. 翌月10日までの月次決算 11. 実績検討会の開催 12. 全社予算管理 13. 資金計画管理	→7ページ	11名以上 30名以下	売上高規模 2～3億円位 粗利益 ～1億円位	成長期 ～ 成熟期
Level 3	部門長 以上	部門長に業績責任を 持ってもらおう ～部門別業績管理の確立～	14. 部門別業績管理 15. 商品別・得意先別売上管理 16. 現場の生産性管理 17. 現場のミスロス管理	→8ページ	31名以上 50名以下	売上高規模 ～10億円位 粗利益 ～3億円位	
Level 4	部門管理者 以上	先を採んで先手を打つ ～先行管理の確立～	18. 集約別KPI管理 19. 先行利益資金見込管理	→9ページ	51名以上 100名以下	売上高規模 10～30億円 粗利益 3～10億円	
Level 5		中長期戦略を 全社で共有する ～中期計画管理の確立～	20. 中期利益資金計画管理		101名以上 300名以下	売上高規模 30～100億円 粗利益 10～30億円	

図5 「経営力のヒント」の全体像(クリアしたい会計レベルとレベル判断)³⁷⁾

表4 わが国の法人の黒字企業割合⁴⁰⁾

	2008	2009	2010	2011	2012
国税庁	32.3%	29.1%	25.2%	25.9%	27.4%
TKC 全国会①	46.3%	40.4%	41.8%	43.6%	46.5%
TKC 全国会②	55.7%	47.1%	48.7%	50.9%	54.1%

参考指標を提供するものである。なお、この図表では、上位レベルの取り組むべき課題は下位レベルをクリアしていることが前提となる。³⁸⁾

河崎照行(2016)は、会計は企業の経済活動の羅針盤であり、羅針盤がなければ船舶の安全な航行が不可能であるように、会計に対する理解がなければ企業経営は不可能であり、中小企業のビジネスを写し出す最適手段が「中小会計要領」に他ならないとし、そのための会計の活用手段が前項に示した「事例65選」であり、この「経営力活用のヒント」であるとしている。³⁹⁾

以上、「経営力向上のヒント」は、会計を活用するために取り組むべき内容が、中小企業のレベル別に具体的に記されており、図表や絵を

多用して経営者に理解しやすい内容となっている。しかしながら、各項目について、何のために取り組むのかが書かれていないことや、評価方法が実施した項目の数であることから、会計活用のチェックリストであり、経営状況の把握には不十分である。

iii. 黒字企業と会計との関係

会計が経営者に役立つことを示す例として、次のようなデータがある。表4にわが国の法人の黒字企業割合を示す。坂本孝司(2015)は、会計をしっかりと行っている企業群の黒字企業割合が、そうではない企業群の黒字企業割合より圧倒的に高いことは、会計で会社を強くするという思考の正当性を証明しているとしている。

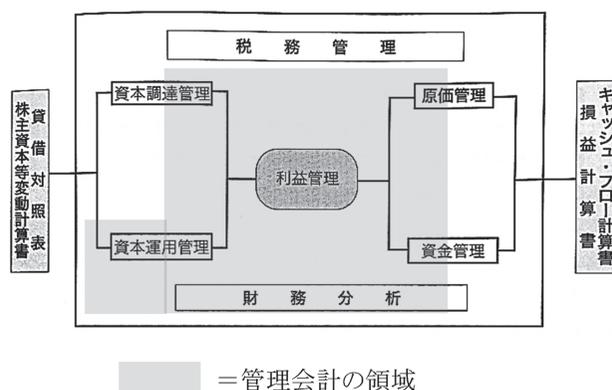


図6 財務管理の全容⁴¹⁾

ここで、「TKC全国会①」は「会計で会社を強くする」ことを実践する企業であり、黒字企業割合は「月次巡回監査」と「月次決算」を行っている企業のうちの黒字企業の割合である。また、「TKC全国会②」は「財務で会社を強くする」こと（以後「財務管理」）を実践する企業であり、「TKC全国会①」のうち、会計ソフトを用いて社内で会計を処理し、関与した税理士が税理士法の「書面添付」を行い、「利益計画」を策定している黒字企業の割合である。

坂本孝司（2015）は「財務管理」を行うために2つの課題があることを指摘している。1つは多くの中小企業が未だに「財務管理」の手法を経営に導入していないことであり、2つめは中小企業のための「財務管理論」が体系化されていないこととしている。参考で財務管理の全容を図6に示す。

以上から、会計の活用は黒字に寄与し、経営に役立つものと考えられる。「TKC全国会①」で行っている「月次決算」は、行っていない企業に対して負荷が増加するものの、難易度は同じであり、現状のルーチンで実施することが可能である。よって、コスト・ベネフィットの観点から現実的な会計の活用手段であると考えられる。しかしながら、「財務管理」は、主体が管理会計であり、その他税務管理や資金調達管理を含んでいる。「中小会計指針」を難解・複

雑とする中小企業にとって「財務管理」は理解し難いものであり、専門知識を要する経理体制を構築・維持するコスト負担も現実的とは思われない。「書類添付」制度の適用が10%以下であることも合わせて、中小企業にとって「財務管理」を行うことは特殊なケースであり、多くの中小企業には実現できるレベルではないと考えられる。

第4節 「中小会計要領」の限界

i. 「経営者に役立つ会計」の意義

「経営者に役立つ会計」とはどんな会計のことなのか、あらためて整理を行う。「経営者に役立つ会計」は、中小企業の会計のあり方として「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」として望ましいもの⁴²⁾とされた4項目の1つであり、「中小会計要領」の目的に「中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計」と記されているが、具体的な会計処理等の規定はない。

「経営状況の把握」については、第I章で示した「研究会報告書」に、「計数分析による自社の経営状況の把握」であること、「計算書類が経営状況の把握役立つものであることが必要である」と記されている。⁴³⁾つまり、中小経営者自身が計算書類等による計数分析から、活用

しようと思われる情報を得るための会計と考えられる。

一方、計数分析が具体的にどんな計数の分析を指すかについては、議論がない。参考として、河崎照行他（2012）に示されている、利害関係者である金融機関の計算書類を見るポイント⁴⁴⁾を以下に示す。

(1) 基本的財務分析

企業の財務体力について、各種比率分析をもとに時系列や同業種比較により評価する。

- <安全性> 流動比率, 自己資本比率, 固定長期適合率, 経常収支比率
- <収益性> 総資本経常利益率, 売上高総利益率, 売上高経常利益率
売上高支払利息比率, 損益分岐点分析
- <生産性> 労働生産性, 1人当たり売上高労働分配率
- <効率性> 総資本回転率, 売掛債権回転期間, 棚卸資産回転期間
仕入債務回転期間

(2) 債務償還能力

当該企業が借入金総額に対して、どの程度の返済能力を有しているかを下記指標等を参考にしながら判断する。

- ・営業利益支払利息比率
- ・インタレストカバレッジレシオ
- ・債務償還年数
- ・キャッシュ・フロー分析など

以上から、具体的にどの指標を用いるかについては議論の余地があるものの、「経営者に役に立つ会計」は、会社法上の計算書類等から、上記のような財務分析、および分析結果から経営状況を把握することができる中小企業経営者を前提にしている会計であることがわかる。

しかしながら、第1節に述べた「実態調査」が示すように、多くの中小企業経営者の会計に対する関心は低く、計算書類等から積極的に計数分析を行って活用しているとは考えられな

い。よって、中小企業の会計のあり方として「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」として望ましいとされた「経営者に役に立つ会計」は、「中小会計要領」において実現されているとはいえないと考えられる。

ii. 財務会計と管理会計

第2節および第3節に示した通り、「検討会」と先行研究では、中小企業会計の議論が管理会計の領域におよんでいる。管理会計については、「中小会計要領」には直接規定されていないが、「経営に役立つ会計」が管理会計を前提としているものと考えられること、また、第1章で述べた中小企業会計の経緯の中で、「研究会中間報告書」において、具体的に「経営状況の把握」のために管理会計の適切な活用が重要であることが記されている。

さらに、坂本孝司（2015）によれば、米国公認会計士（AICPA）が、2013年6月に公表した中小企業向けの会計基準である『中小企業用の財務報告のフレームワーク』において下記の通り、財務諸表の目的の1つに「経営者への有用な情報提供」を掲げていることから、財務会計を投資家等への情報提供と位置付けている米国にあっても、中小企業の財務会計の本質的な目的が「経営者への自己報告」にあることが確認されたことを示すとしている。

著者もこの考えを支持し、「中小会計要領」が管理会計を扱うことには問題がないと考える。

財務諸表の目的

1.08 財務諸表の目的は、資源の割り当ての決定、管理受託責任の評価、あるいはその療法を行う利用者、すなわち、経営者・債権者・およびその他の利用者に、有用な情報を伝えることにある。

iii. 「中小会計要領」の限界

「中小会計要領」によって作成された計算書類の有用性は、利用者の計数分析能力に依存する。しかしながら、計算書類は洗練された投資

家に向けたものであるため、利害関係者である金融機関等には問題とはならないが、計数分析能力の低い多くの中小企業経営者に対しては有用な情報をもたらさない。第1節に示した「実態調査」において、「中小会計要領」に基づく計算書類により、8割の金融機関・保証協会の評価が上がったと回答している事に対し、経営者が認識する「中小会計要領」の導入が1割以下である状況は、それを裏付けているものと考えられる。

ii)に示したように、経営者への有用な情報提供が「中小会計要領」に含まれるとするならば、「中小会計要領」は、計数分析能力を持たない多くの中小企業経営者に対しても有用な情報を提供するものでなければならない。

第3節で示した「経営力向上のヒント」や坂本孝司(2015)が示した「財務管理」は、中小企業の成長に資する会計のあり方を示したものであり、内容は中小企業版の管理会計といえるものであるが、中小企業経営者への有用な情報提供のためには、このような概念を「中小会計要領」に取り込むべきと考える。

しかしながら、現在中小企業版の管理会計は、iii)で述べたように体系化されておらず、新たな計算書類の作成や、専門知識を必要とするため、約65%の中小企業の経理担当者が1名以下⁴⁵⁾である実態に配慮すれば、「実行可能な会計」の要件を満たせない可能性が高く、そのまま取り入れることは現実的ではない。

以上から、第2節および第3節に示した「検

討会」で行われている普及と活用の取り組みと、先行研究によるアプローチでは、多くの中小企業にとって「経営者に役に立つ会計」を実現できないと考えられる。

第III章 「中小会計要領」の今後のあり方

本章では、会社法において中小企業が適用することができる「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」として望ましいものとされた4つの会計のうち、未だ明らかになっていない「経営者に役に立つ会計」について、実現可能な「経営者に役に立つ会計」とは何かについて仮説と検証を試み、「中小会計要領」の今後のあり方について検討を行う。

第1節 中小企業の実態に配慮した「経営に役立つ会計」

第II章で検討を行った項目のうち、あらためて「実行可能な会計」の観点から見直しをおこなうことにより、「中小会計要領」において「経営に役立つ会計」が実現できると仮定し、その検討を行う。

i. 月次決算の基準化

第II章で「経営に役立つ会計」について取り上げた資料に具体的に示されていた項目を表5にまとめる。

表5の内容をまとめると、「中小会計要領」の活用には、経理システムの導入による自計化

表5 「中小会計要領」の活用方法として議論されている項目

「検討会」の議論 (第II章第2節)	「事例65選」 (第II章第3節)	「経営力向上のヒント」 (第II章第3節)	「財務管理」 (第II章第3節)
チェックリストの活用	経理システム導入	資金管理	月次決算
税理士からの説明	月次決算	月次決算と予算管理	管理会計 (利益管理)
経理システム導入	(部門別)業績管理	(部門別)業績管理	
月次決算	会計情報の共有	先行管理(業務別 KPI 等)	税務管理
管理会計	金融機関に提出 する資料の見直し	中期利益資金計画管理	資本調達管理

から始まり、月次決算を行い、情報を共有し、(部門別に)業績を管理し、将来の目標を立て、予算管理を行うという流れがあることが見えてくる。

まず、これらの項目うち「月次決算」を、以下4つの理由から、「中小会計要領」に規定すべきと考える。

第1の理由は、決算時にしか計算書類を作成しない場合、中小企業経営者にとって会計は過去情報であるが、「月次決算」は会計を経営者に有用な現在の情報に変えることができ、経営状況の把握に資する情報を提供できるためである。計数分析を行わなくても、売上高や利益の数値そのものが有用な情報となる。

第2の理由は、既に「事例65選」で「中小会計要領」の導入成功例として実際に行われている内容であり、毎月の集計作業負担は増加するものの、難易度や計算書類の種類は同じため、「実行可能な会計」の要件を満たすと考えられることである。

第3の理由はiiiに示した黒字企業都会計との関係に於いて、「月次決算」と税理士の「月次巡回監査」を行っている企業の黒字化率が10%～20%向上していることである。

第4の理由は「企業会計基準」において、既に「四半期財務諸表に関する会計基準」の規定が存在することである。このことは、財務会計として金融機関等の利害関係者に対して適時・迅速な情報開示が有効な情報提供手段であることを示していると考えられる。

ii. 月次決算書計算書の検討

本項ではさらに、中小企業経営者が経営状況を把握することが可能な月次決算書について検討を行う。

月次決算書の検討を行う理由は以下3点である。1点目は、第I章で述べた中小企業会計の経緯の中で、「研究会報告書」が検討すべき課題として、「経営者による財務状況の把握と経営方針の決定という観点からも、計算書類のあり方が重要なポイントとなる」⁴⁶⁾と指摘してい

る点である。2点目は、第II章第2節に示した現在の「検討会」の議論において、「実際の決算書は経営者にとって読みにくいものである」点が指摘され、「中小企業レベルに決算書を落とし込んだ会計情報のあり方、活用が必要」であり、「財務情報、決算書から問題を発見できる力を中小企業とどうやって作るか」が課題として取り上げられている点である。3点目は、計算書類を変更することで、別途計数分析を行わなくても、計数分析の結果を計算書類に取り込むことができ、経営者の能力に依存せずに、「経営者に役に立つ会計」を実現できる可能性がある点である。

(1) 比例縮尺財務諸表

比例縮尺財務諸表とは、貸借対照表と損益計算書の各項目の金額の大きさを同じ縮尺で表示したものである。以下比例縮尺財務諸表について検討を行う。

①山根節(2015)による比例縮尺財務諸表

山根節(2015)によれば、貸借対照表と損益計算書の大きさ、利益の3つ項目を見ることで、企業の特徴をつかむことができとしている。図7にソフトバンクグループの2015年度の例を示す。

金額の大きさに比例して貸借対照表と損益計算書を作成することにより、調達した資金からのくらい売上が得られたか(総資本回転率)、調達資金に対する自己資本の割合(自己資本比率)の他、収益性の指標である営業利益率(営業利益/売上高)や総資本営業利益率(営業利益/総資産)などの分析指標を視覚的に捉えることができ、さらに各資産項目に着目する事により、企業の収益構造や戦略を読み取ることができるとしている。

ソフトバンクグループの特徴は、多額の無形固定資産(8.6兆円)と、有利子負債(11.6兆円)を抱えていることである。無形固定資産は企業買収による「のれん」および「のれん由来のもの」が含まれており、「買収の成功率は(中略)低いもので5%高い調査でも20%止まりで

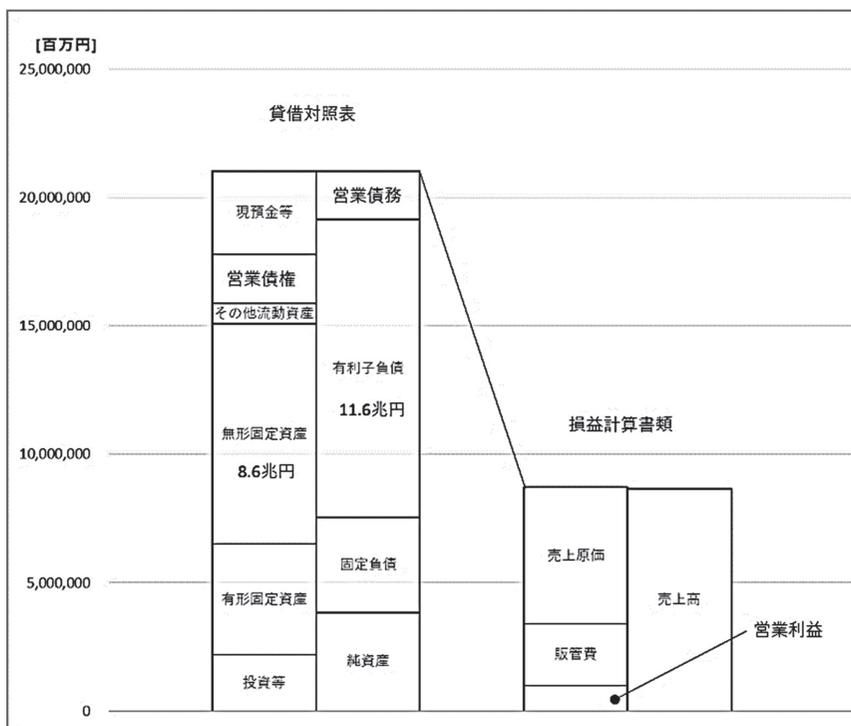


図7 比例縮尺財務諸表の例 (ソフトバンクグループ 2015年度)⁴⁷⁾

ある。]⁴⁸⁾ ことから、果敢にリスクの高い選択を行っていることが貸借対照表から把握できるとしている。

②比例縮尺財務諸表の修正

山根節 (2015) による比例縮尺財務諸表は、企業がどのように利益を生み出しているかの概要を把握することに適しており、さらに同業他社との比較により、戦略の違いなどを読み取る事ができ、取引先の与信管理等に有効と思われるが、表示項目をまとめすぎており、経営者が経営状況を把握するには情報が少なすぎると考えられる。よって、著者が修正を試みたものを図8に示す。

負債の区分を「営業債務」「有利子負債」と「その他の負債」の3区分から「営業債務」「その他流動負債」「固定負債」の3区分に変更し、

流動資産の配列を現金預金と営業債権と入れ替え、営業債権を一番上にする。⁴⁹⁾

営業債権を一番上にする事で、営業債権と営業債務との比較ができるようになる (図8のA線)。営業債権と営業債務の差額は手元資金の減少となるため、重要な計数である。営業債権と営業債務の金額の妥当性は、それぞれ売上高と売上原価と比較することで、およそ取引のどのくらいの割合が信用取引になっているかわかる。

「流動負債」と「固定負債」の区分変更は、貸借対照表から直接安全性の指標である流動比率と固定長期適合率を把握できるためである (図8のB線)。過大な設備投資や短期借入金の増加は業績悪化の要因となるため、経営状況として把握すべき計数である。

以上、比例縮尺財務諸表は修正を加えること

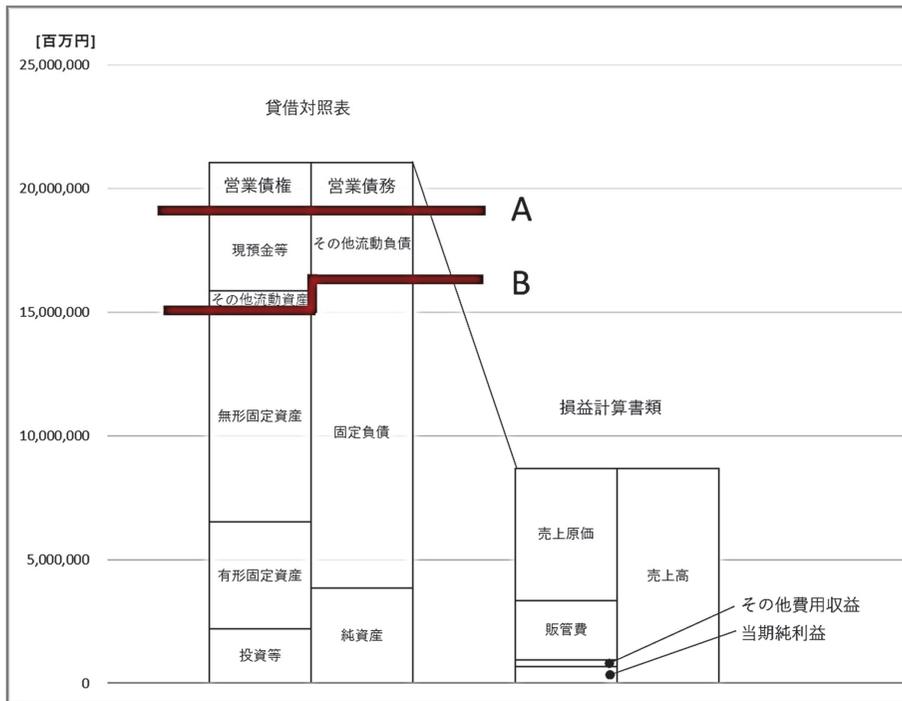


図8 著者が修正を加えた比例縮尺財務諸表

で、安全性、収益性、効率性の計数分析効果を視覚的に瞬時に読み取ることができるため、経営状況の概要を把握するために有用であると考えられる。

しかしながら、やはり項目をまとめているために、具体的に何がどうなっているのか、何をどうしなければいけないのかは、方向性を示すに留まり、本来の貸借対照表と損益計算書による分析が必要となるため、経営状況の把握には比例縮尺財務諸表だけでは十分とは言えない。

(2) 資金別貸借対照表

次に、資金別貸借対照表の検討を行う。資金別貸借対照表とは、貸借対照表と損益計算書とキャッシュ・フロー計算書を、1つにまとめたものであり、創業以来現金収支の結果を表したものである。

A) 資金別貸借対照表の概要

図9に資金別貸借対照表の説明図を示す。

島田勝弘他(1999)によれば、資金別貸借対照表は縦3列で構成されており、右端の列は「資金調達(現金収入)」、中央の列は「資金運用(現金支出)」、左端の列は資金調達から資金運用を差し引いたもので、これが「現金預金(現金収支)」である。

次に行を見ていくと、現金収支が4つに区分されている。上から、「損益資金」「固定資金」「売上仕入資金」「流動資金」である。そして、「損益資金」から「売上仕入資金」までの3つの区分の合計額が「安定資金」であり、資金別貸借対照表では、「安定資金」の正負により経営活動がうまくいっているかを判断することができるとしている。4つのすべての区分の合計額が「現金預金残高」である。「現金預金残高」

現金預金 (現金収支)	資金運用 (現金支出)	資金調達 (現金収入)	
	損益資金		損益計算書 + 前期利益剰余金 に相当する部分
①	費用	前期剰余金 収益	
	固定資金		貸借対照表 に相当する部分
②	棚卸資産 固定資産	長期借入金 資本金	
	売上仕入資金		
③	売上債権	仕入債務	
①+②+③	安定資金 合計		
	流動資金		
④	その他流動資産	短期借入金 その他流動負債	
①+②+③+④	現金預金 残高		

キャッシュ・フロー
計算書に相当する
部分

図9 資金別貸借対照表の説明図⁵⁰⁾

は、貸借対照表の「現金預金」の金額と一致する。

各区分の内容を次に示す。

- ①「損益資金」は会社設立以来の損益の累積金額を示す。自由に使える資金である。
- ②「固定資金」は固定的、長期的な資金の調達と運用の差額により生じた、企業規模を拡大するサイクルの原動力となる資金である。資金別貸借対照表では棚卸資産も固定的な資金運用に区分する。
- ③「売上仕入資金」は売上債権と仕入債務との差額により発生した資金を示す。
- ④「流動資金」とは上記以外の短期的な資金の調達と運用の差額から発生した資金であり、全体資金の短期的調整(つじつま合わせ)の性格を持っている。

資金別貸借対照表は、損益計算書と貸借対照表を積み重ねて、上記の区分を行うことで、差額として同時にキャッシュ・フローを表すものである。1つの表にまとめることで、会社法が要請する計算書類では表現できない、利益と現金の関係をはっきりと示す事ができる。

B) 資金別貸借対照表による経営状況の把握の例

資金別貸借対照表からどのように経営状況が把握できるのかを以下、実例を示す。貸借対照表と損益計算書の例を図10に示す。また、図10から作成した資金別貸借対照表の例を図11に示す。

鳥田勝弘他(1999)は、資金別貸借対照表の読み方を、具体例をあげながら下記のように説明している。

まず、現金預金の列を縦に見る。この列は企業活動の現金収支を表しており、資金会計の根幹となる収支決算書といえるものである。「固定資金」と「売上仕入資金」の2つの大きな赤字が目立つ。「固定資金」は▲320百万と大きく不足しており、長期借入金や資本金などの安定した原資でまかなわれておらず、内部留保である「損益資金」228百万円の範囲内に収まっていないことから、固定資産の過大投資であると判断できる。さらに、「売上仕入資金」で大きな資金負担(売掛金が買掛金より大きい)▲330百万円をしており、その結果、資金安定度の目安となる「安定資金合計」が▲422百万円と大きく資金不足となっている。そして、この不足部分を「流動資金」630百万円でつじつま

貸借対照表		単位：百万円		損益計算書		単位：百万円	
項目	金額	項目	金額	項目	金額	項目	金額
現金預金	208	買掛金	500	売上高	2500	売上原価	2000
売掛金	830	短期借入金	600	売上総利益	500	販売費及び一般管理費	300
棚卸資産	30	未払費用	40	営業利益	200	受取利息	20
短期貸付金	10	未払法人税	49	営業外収益合計	20	支払利息	44
流動資産計	1,078	流動負債計	1,189	営業外費用合計	44	経常利益	176
		長期借入金	1,500	法人税等	97	当期純利益	79
固定資産	1,800	固定負債合計	1,500				
無形資産	30	負債合計	2,689				
投資等	60	資本金	100				
固定資産計	1,890	利益剰余金	179				
資産合計	2,968	純資産合計	279				
		負債・純資産合計	2,968				

図 10 貸借対照表と損益計算書の例⁵¹⁾

単位：百万円				
現金預金 (現金収支)	資金運用 (現金支出)		資金調達 (現金収入)	
	損益資金			
			前期利益剰余金	149
	売上原価	2,000	売上高	2,500
	販売費及び一般管理費	300	受取利息他	20
	支払利息他	44	(当期純利益)	(79)
228	法人税等	97	計	2,669
	計	2,441		
	固定資金			
	棚卸資産	30	長期借入金	1,500
	固定資産	1,800	資本金	100
▲ 320	無形固定資産	30	計	1,600
	投資等	60		
	計	1,920		
	売上仕入資金			
	売掛金	830	買掛金	500
▲ 330	計	830	計	500
▲ 422	安定資金 合計			
	流動資金			
	短期貸付金	10	短期借入金	600
			未払費用	40
630	計	10	計	640
208	現金預金 残高			

図 11 資金別貸借対照表の例⁵²⁾

合わせをし、「現金預金残高」はかろうじてプラス208百万円を維持している状態である。肥大した短期借入金によって、経営の足元が危なくなっていることを示している。

改善の方法は、「固定資金」は、設備投資の時期や規模の見直し、長期借入金の追加借入および返済期間の延長、短期借入金から長期借入金への借り換えなどが考えられる。また、「売上仕入資金」は、得意先に対して、売掛金の回収期間を短くする交渉をすると同時に、仕入先に対して支払期間を長くする交渉をすることが考えられるとしている。

C) 「経営者に役に立つ会計」としての資金別貸借対照表

A) で示したように資金別貸借対照表は、各区分の資金額そのものが計数分析に相当する経営状況を表しており、各区分とのバランスおよび個別の調達資金および運用資金欄の金額と合わせて見ることで、多くの情報を得ることができる。

例えば、固定長期適合率が110%であった場合、固定負債と自己資本で固定資産が賅われていないことはわかるが、何をどうしたらよいかは、他の計算書類を用いた総合的な判断を要するため、更なる知識と経験を必要とする。資金別貸借対照表の場合は「固定資金」を見れば、いくら足りないのかがわかり、「損益資金」で賅われているか、また、「安定資金」がプラスであるかなどをみれば、追加借入れの必要性や金額を瞬時に判断することができる。

また、資金別貸借対照表は現金ベースであるため、作成面でも他の計算書類よりも容易である。損益計算書と貸借対照表から資金別貸借対照表を作成する場合は、「損益資金」区分に経過勘定などを表示することになるが、そもそも期間損益計算のための決算整理仕訳は資金別貸借対照表には不要であり、決算整理前の試算表の値をそのまま利用できる。月次で経営状況を管理する場合などに特に有効と考えられる。

さらに、決算整理仕訳で資金別貸借対照表の

値が変わらないことは、経過勘定や引当金、減価償却を利用した粉飾を防ぐことができるとともに、資金別貸借対照表が高い信頼性をもって示していることを示している。

以上から、資金別貸借対照表は、「経営者に役に立つ会計」を実現する決算書の1つと考えられる。

一方、資金別貸借対照表は、現金主義による計算書であり、発生主義による期間損益（分配可能利益）を示すことはできない。よって、制度会計上の計算書類として損益計算書や貸借対照表に置き換わるものにはならない。資金別貸借対照表は、金融機関や取引先、経営者の意思決定に資する情報として、月次決算書として用いるのが好ましい。

「中小会計要領」の様式集に月次決算書として規定すべきと考える。

(3) キャッシュ・フロー計算書

利益と現金の関係を示すものとして、金融商品取引法が要請するキャッシュ・フロー計算書がある。キャッシュ・フロー計算書と資金別貸借対照表の大きな違いは2点あり、1点目はキャッシュ・フロー計算書が1会計期間の資金の増減を示すことに対し、資金別貸借対照表は創業以来の現金収支の結果を表したものである（資金別貸借対照表は差額により1期間のキャッシュ・フローを示すこともできる）。2点目はキャッシュ・フロー計算書の、表示区分が「営業活動」「投資活動」「財務活動」であるのに対し、資金別貸借対照表は「損益資金」「固定資金」「売上仕入資金」「流動資金」に分かれていることである。

共に資金の流れを示すものであるが、資金別貸借対照表は表示区分ごとに収入と支出が対応しているため、(2) に示したように区分別に収支を把握することができ、不足金額の把握や「損益資金」とのバランスで追加借入れの必要性まで判断できることに対し、キャッシュ・フロー計算書は背景にある資産や負債の金額がわからないため、経営状況を把握するために

は他の計算書類との複合的な分析が必要となる。⁵³⁾ よって、計数分析能力の低い中小企業経営社には、資金別貸借対照表の方が有用な情報を提供できると考えられる。

また、第I章で述べた中小企業会計における議論の中では、「研究会報告書」において「キャッシュ・フロー計算書は経営判断の基礎として作成することが望ましい（中略）作成が会社にとって負担となる場合には、何らかの簡易な方法で、資金の動きを明解に把握することが望ましい」としながらも、第II章第2節に示した現在の「検討会」の議論においては「キャッシュ・フロー計算書の（中略）提出は求めないという形で収束している」とあり、キャッシュ・フロー計算書をそのまま導入することには「実行可能な会計」として課題があり、資金別貸借対照表のような資金管理が必要と考えられる。

終 章

中小企業会計の論点は、IFRSの影響を受ける企業会計基準を、事実上受け入れる事ができない中小企業が抱えるべき会社法上の、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」とは何かを明確にすることである。

「中小会計要領」の目的に規定する「経営者に役に立つ会計」「利害関係者と繋がる会計」「実務に配慮した会計」「実行可能な会計」は、この「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の基本的な考えを示したもので、中小企業会計の議論が始まった2002年から用いられている。

現在「検討会」の主たる議論は、この内の「経営者に役に立つ会計」であるが、「中小会計要領」公表前はほとんど議論されてこなかった。「経営者に役立つ会計」は、「中小会計要領」に具体的な規定がないため、中小企業が抱えるべき会社法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」のうち、唯一具現化されていない項目と考えられる。

今のところ「検討会」は、「中小会計要領」の内容を変更する予定はなく、その普及と活用に向けた取り組みにより、経営者の会計に対する意識を高めることで、「経営者に役に立つ会計」を実現しようとしていると思われる。坂本孝司（2015）が「会計学は（暗黙の了解ごととして）会計主体を上場会社に限定し、企業の99%以上を占める中小・小規模企業を除外してその理論構築をしてきた。しかし、このような立場に立脚して構築された財務会計と管理会計の区分は既に陳腐化している」⁵⁴⁾というように、その実現手法は管理会計を積極的に取り入れている。

しかしながらこの手法は、2つの理由から中小企業に受け入れられないと考えられる。1つは、「中小会計要領」が中小企業に導入された真の理由は、専門家からの薦めなどの外部要因ではなく、背景にある業績悪化や社長交代などの内部要因であると考えられるためである。（第II章第3節（3）参照）。

2つめは、内容が管理会計の縮小版（トップダウン・アプローチ）であるためである。作成する計算書類が増え、専門知識も必要となるため、負荷が増大し、中小企業に「実行可能な会計」の要件を満たせなくなると考えられるためである。

以上から、中小企業が抱えるべき会社法上の、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」とは何かを明確にするために、あらためて中小企業の実態に配慮した「経営者に役立つ会計」の具体的な規定を「中小会計要領」におくべきと考える。

そして、そのアプローチは、これまでの中小企業会計の経緯から、実態に配慮したボトムアップアプローチが好ましいと考えられる。本報告書では、「経営者に役立つ会計」の一例として、計数分析能力が低い中小企業経営者でも経営状況の把握を可能とする月次決算書（資金別貸借対照表他）の検討を行った。現在なお黒字倒産比率が54%⁵⁵⁾もあることは、会社法に規定する計算書類だけでは、中小企業経営者が

経営状況を把握するのに不十分であることを裏付けていると考えられる。

検討を行った計算書類のうち、資金別貸借対

照表は「経営者に役に立つ会計」の一つであり、中小企業経営者が経営状況の把握するために有用な情報を提供できると考えられる。

注

- 1) 中小企業の会計に関する検討会 (2012) p. 3
- 2) 中小企業の会計に関する研究会 (2002) p. 32
- 3) 日本公認会計士協会, 日本税理士会連合会, 日本商工会議所, 企業会計基準委員会 (2013) p. 1
- 4) 品川芳宣 (2012) p. 1
- 5) 中小企業庁 (2015c) pp. 2-3
- 6) 始関政光 (2002) p. 4
- 7) 品川芳宣 (2013) pp. 6-7
- 8) 河崎照行・万代勝信 (2012) p. 4
- 9) 河崎照行・万代勝信 (2012) p. 7
- 10) 河崎照行・万代勝信 (2012) p. 8
- 11) 日本公認会計士協会他 (2013) p. 2
- 12) 新日本有限責任監査法人 (2010) pp. 21-37
- 13) 河崎照行・万代勝信 (2012) p. 10
- 14) 品川芳宣 (2013) p. 28
- 15) 中小企業の会計に関する研究会 (2010)
- 16) 中小企業の会計に関する検討会 (2012)
- 17) 「中小企業憲章」 p. 4
- 18) 品川芳宣 (2013) p. 49
- 19) 河崎照行 (2005) pp. 273-274より著者作成
- 20) 企業会計原則が「中小会計要領」の留意事項として列挙された理由については、公開されている「検討会」の議事要旨には明確な記載がない。同検討会のワーキンググループの委員である品川芳宣 (2013) によれば、「中小会計指針」では「当然のことだから言及するまでもないとの判断があったものと考えられる。」とし、河崎照行 (2016) によれば、「『中小会計要領』が基本的に企業会計基準を基盤としていることから、『中小会計要領』の利用にあたってはそれらが有用であると考えられたことによるものである」としている。
- 21) 帝国データバンク (2013)
- 22) 富士経済 (2015)
- 23) 中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ (2015c) pp. 4-5
- 24) 中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ (2015c) p. 7 「中小会計要領」を導入した経営者から聴取した導入効果 1. 内部向けの効果①原価管理による大幅なコスト削減, ②社内で数字を共有することによる従業員のコスト削減意識向上, ③会計専門家と連携した社員の会計ノウハウ・スキルの向上, ④経営計画・戦略立案に活かした利益率の向上, 不況に強い体質, ⑤月次試算表や部門別採算を毎月、従業員と共有することによる経営改善。2. 外部向けの効果①月次の計数管理を通じて、毎月の損益・経営状況が明らかになり、金融機関の信頼性が高まった(有利な金利で融資が受けられた)。②取引先との定期的な懇談会の場で、自社の業績を報告し、信頼関係が強まった。
- 25) a. 日本公庫や一部民間金融機関の金利優遇, b. 信用保証協会の保証料割引
- 26) 中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ (2015c) pp. 6-8
- 27) 中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ (2012b) p. 5
- 28) 中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ (2015c) pp. 9-17
- 29) 「中小会計要領」公表後に開催された第11回から第16回まで「検討会WG」の議事要旨から、著者が集計を行った。
- 30) 独自に集計を行っているため、中小企業庁の分析結果とは異なっている。例えば、得られた効果について、「コスト意識やモチベーションの向上」は69.2%で中小企業庁の結果より、23%大きく、同様に「金融機関や取引先との関係良化」は67.7%で23.1%大きく、「収益の拡大」は33.8%で10.8%小さい。
- 31) 河内山潔の分析は中小企業庁の分析と各項目10～20%の違いがある。特に収益の拡大は中小企業庁の分析では1位としているが、河内山潔の分析では3位となっている。
- 32) 中小企業庁 (2014) から著者作成
- 33) 中小企業庁 (2014) から著者作成
- 34) 中小企業庁 (2014) から著者作成
- 35) 中小企業庁 (2014) から著者が独自に分析して作成した
- 36) 中小企業庁 (2016) p. 5
- 37) 中小企業庁 (2016) p. 5 図2-1

- 38) 河崎照行 (2016) pp. 272-274
 39) 河崎照行 (2016) p. 247
 40) 坂本孝司 (2015) p. 2 図1-1と図1-2から著者作成. 国税庁の黒字企業とは法人税法上の所得金額が正 (利益) である法人であり, TKC全国会①と②の黒字企業とはB/S上純資産がマイナスでなく, かつ, P/L上税引前利益がプラスの企業をいう.
 41) 坂本孝司 (2015) p. 17より著者作成
 42) 中小企業の会計に関する研究会 (2010) p. 23
 43) 中小企業の会計に関する研究会 (2002) 「中小企業の会計」の総論 (判断の枠組み) に「経営者に役に立つ会計」に相当する規定があり, 【考え方】 (2) にその背景が記されている.
 44) 河崎照行・万代勝信 (2012) pp. 244-245
 45) 帝国データバンク (2013) p. 11
 46) 中小企業の会計に関する研究会 (2002) p. 107
 47) 山根 節 (2015) p. 66 図表1-14より著者作成
 48) 山根 節 (2015) p. 68
 49) その他, 損益計算書を当期純利益まで表示し, 「売上債権」の表示を「営業債権」に変更している.
 50) 島田勝弘他 (1999) p. 69より著者加筆修正して作成
 51) 島田勝弘他 (1999) p. 93より著者加筆修正して作成
 52) 島田勝弘他 (1999) p. 94より著者加筆修正して作成
 53) 佐藤幸利 (2002) pp. 93-98
 54) 坂本孝司 (2015) p. 15
 55) 東京商工リサーチ (2016) より2015年度に倒産した企業の赤字企業率46.0%から算出した.

参考文献

- 河崎照行・万代勝信『詳解中小会社の会計要領』中央経済社 (2012)
 河崎照行「国際会計基準 (IFRS) と中小企業会計」大分大学経済論集65巻 (2013)
 河崎照行『中小企業の会計制度——日本・欧米・アジア・オセアニアの分析』中央経済社 (2015)
 河崎照行「中小企業会計の普及と活用: 中小企業経営基盤強化の戦略モデル」関西学院大学商学論究63巻3号 (2016)
 河崎照行『最新中小会計論』中央経済社 (2016)
 経済産業省「中小企業の会計に関する研究会 (第1回)——議事要旨」(2010)
 経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004658/>
 河内山潔「中小会計要領適用事例の研究」関西国際大学研究紀要 第16号35-45 (2015)
 国税庁長官官房企画課「会社標本調査」(2016) p. 12
 財務省「平成27事務年度国税庁実績評価書」(2016)
 坂本孝司『中小企業の財務管理入門——財務で会社を強くする』中央経済社 (2015)
 桜井久勝『財務諸表分析 [第6版]』中央経済社 (2015)
 佐藤幸利・島田勝弘・奥井英作『国際会計基準より会社の実力がよくわかる「資金会計理論」実践編』プレジデント社 (2002)
 始関政光「平成14年改正商法の解説 (X)」商事法律No1649 (2002) p. 4
 品川芳宣『中小企業の会計と税務』, 大蔵財務協会 (2013)
 島田勝弘・奥井英作『会社を強くする「資金会計理論」』プレジデント社 (1999)
 新日本有限責任監査法人「平成21年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果【報告書】」(2010)
 中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2010/download/101109KE-1.pdf>
 中小企業庁『中小会計要領に取り組み事例65選 中小企業の会計課題を解決して経営力を強化』(2014)
 中小企業庁「中小会計要領の普及における事業者と税理士間の認識ギャップについて」(2015a)
 中小企業庁「中小会計要領の未導入先に対する調査」(2015b)
 中小企業庁『「経営力向上」のヒント——中小企業のための「会計」活用の手引——』(2016)
 中小企業庁「平成26年度中小企業における会計の実態調査について (中小会計要領の普及状況)」(2015c) pp. 2-3
 中小企業の会計に関する研究会「中小企業の会計に関する研究会報告書」中小企業庁 (2002)
 中小企業の会計に関する研究会「中小企業の会計に関する研究会中間報告」中小企業庁 (2010)
 中小企業の会計に関する検討会「中小企業の会計に関する基本要領」中小企業庁 (2012a)
 中小企業の会計に関する検討会「中小企業の会計に関する検討会報告書」中小企業庁 (2012b)

- 中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ「中小企業の会計に関する検討会第12回ワーキンググループ議事要旨」(2012)
中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/kento/2012/download/0316GY.pdf>
- 中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ「中小企業の会計に関する検討会第13回ワーキンググループ議事要旨」(2013)
中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/kento/2013/download/130221GY.pdf>
- 中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ「中小企業の会計に関する検討会第14回ワーキンググループ議事要旨」(2014)
中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/kento/2014/download/140408HS.pdf>
- 中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ「中小企業の会計に関する検討会第15回ワーキンググループ議事要旨」(2015a)
中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/kento/2015/download/150304HS.pdf>
- 中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ「中小企業の会計に関する検討会第16回ワーキンググループ議事要旨」(2015b)
中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/kento/2015/download/150610HS.pdf>
- 中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ「中小会計要領の集中普及期間の成果と今後のアクションプラン」(2015c)
- 帝国データバンク「平成24年度中小企業における会計の実態調査事業報告書」帝国データバンク (2013)
- 東京商工リサーチ「2015年『倒産企業の財務データ分析』調査」(2016)
東京商工リサーチホームページ http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20160408_05.html
- 日本公認会計士協会, 日本税理士会連合会, 日本商工会議所, 企業会計基準委員会「中小企業の会計に関する指針(平成25年版)」(2013)
- 富士経済「平成24年度中小企業における会計の実態調査事業報告書」富士経済 (2015)
- 弥永真生『平成14年改正商法解説』有斐閣 (2002)
- 山下壽文「わが国の中小企業会計基準の展開——『中小企業の会計に関する基本要領』をめぐって——」, 佐賀大学経済論集 vol. 45 No. 4, (2012)
- 山根 節『「儲かる会社」の財務諸表』光文社新書 (2015)